別記様式2（第６条第２項関係）

**合意事項**

**１　用語の説明**

①　技術相談　　国立大学法人豊橋技術科学大学（以下、「本法人」という。）に属する者が、申込者における事業活動等の支援を目的として、その教育研究活動の成果又は技術科学上の専門知識を活用し、申込者に対して行う指導及び助言をいう。

② 相談対応者　技術相談に対応する者であって、申込書の記の1に記載する者をいう。

**２　技術相談**

①申込者は、技術相談を本法人に申込み、本法人は、当該相談の対応を承諾する。

②本法人は、相談対応者をして、別記様式１の記の２から５に記載のとおり、技術相談に対応する。

**３　技術相談料**

①申込者は、技術相談の対価として、別記様式１の記の６に記載する技術相談料（以下「技術相談料」という。）を負担する。

②申込者は、本法人が発する納入依頼書に従い、当該納入依頼書に定める納付期限までに前記①の技術相談料を納付しなければならない。

③本法人は、申込者から納付された技術相談料については、理由の如何を問わず、これを申込者に返還しない。

④申込者は、相談対応者が技術相談に要する旅費及び消耗品費等の実費を負担しなければならない。

**４　知的財産の取扱い**

　技術相談の過程において、又は技術相談の結果として発明等の知的財産が生じた場合は、相談対応者の寄与分は本法人に帰属するものとし、本法人及び申込者は、別記様式１の記の４に記載する技術相談の実施期間の終了日後30日以内に、その取扱いを協議決定する。

**５　実施報告書**

本法人及び申込者は、技術相談が終了したときは、終了後60日以内に実施報告書を共同で作成する。

**６　秘密の保持**

　本法人及び申込者は、技術相談に関し、相手方から提供された相手方の技術上及び営業上の情報（秘密である旨を表示した書類等の有体物とする。以下「秘密情報」という。）については、本書の有効期間中及びその満了後１年間は、相手方の書面による事前の承諾なしに、これを第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、公知の情報及び自らが保有していた情報を除く。

**７　情報の取扱い**

①本法人及び申込者は、技術相談の過程で、又は技術相談の結果として得た情報又は成果を、自己の目的に使用することができる。ただし、前記４に従って取扱いが協議決定された知的財産についてはその決定に従うこと、及び秘密情報については前条の取決めに従うことを条件とする。

②前記①の規定は、本法人及び申込者が技術相談と関係なく独自に所有する特許等知的財産権についての使用許諾を意味しない。

**８　免責**

本法人は、技術相談の特定目的への適合性、製品の製造・販売、サービスの提供等申込者の事業活動に対する有用性について保証せず、申込者の事業活動等について責任を負わない。

**９　有効期間**

本書の有効期間は、本法人の承諾日から別記様式１の記の４に記載する技術相談の実施期間の終了日までとする。ただし、本法人及び申込者は、協議の上これを延長又は短縮することができる。

**10　終了後の効力**

前記９の規定により本書が満了した場合においても、前記４から８までの合意事項は、対象事項が消滅するまで、その効力を有する。

**11　協議**

本書に定めのない事項又は本書に関して生じた疑義は、本法人・申込者協議の上これを解決する。

**承諾通知書**

　　年　　月　　日

　　　　　　　殿

　　　　表面の　　　年　月　日付け技術相談申込書に記載の技術相談を承諾します。

国立大学法人豊橋技術科学大学

学長　寺嶋　一彦　　　印